

# 令和8年大府市規則一覧

公布日 令和8年6月1日

- 第38号 大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 第39号 大府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第38号

大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき <u>必要と認められる期間</u></p> <p>(3)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき <u>必要と認められる期間</u></p> <p>(3)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第39号

大府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年大府市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第13条関係）		別表第1（第13条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1) 略	略	(1) 略	略
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる 期間	(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる 期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。